

会 議 録

会 議 の 名 称	ひたちなか市魚市場委員会	
開 催 日 時	令和2年2月20日（木）	午後2時から 午後2時30分まで
開 催 場 所	ひたちなか市地方卸売市場 会議室	
出席者	委員（者）氏名	吉田彰宏 根本経子 櫻井康順 計3名
	担当部課職員職氏名	水産課長 鈴木喜紀 課長補佐兼係長 小川孝博 主事 横須賀利則
会 議 次 第 及 び 会 議 の 公開又は非公開の別	1 開会 2 挨拶 水産課長 3 議題 (1) 卸売市場法改正に伴う本市卸売市場条例一部改正 (2) 衛生型市場への改修 4 閉会	
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)		
傍 聴 者 の 数	<2名> 茨城県農林水産部水産振興課 岡部 勤 那珂湊漁業協同組合 大津 直也	
会 議 資 料 の 名 称	資料1 卸売市場法改正の概要 資料2 改正卸売市場法に定める共通遵守事項（案） 資料3 改正卸売市場法に定める共通遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）について（案） 参考資料 ・ひたちなか市地方卸売市場衛生管理型市場整備（案） ・ひたちなか市地方卸売市場関係者アンケート集計結果	
会 議 録 の 作 成 方 法	要約	
そ の 他		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）

<p>鈴木課長挨拶</p>	<p>本日の議題は2件、①卸売市場法改正に伴うひたちなか市卸売市場の設置及び管理条例の一部改正について、②衛生型市場への改修についてであります。</p> <p>1点目の卸売市場法改正は、平成30年6月22日に公布、本年6月21日に施行されることに伴い、本市の設置及び管理条例を改正する必要がある、委員の皆様のご意見を伺いたい。</p> <p>2点目の衛生管理型市場への改修についての取り組みが進展しないので、アンケート調査を実施し、その結果を基に昨年8月に仲買人組合の役員、11月に漁業者の方々に集まっていただき意見交換会を開催しました。</p> <p>また、今年2月4日に仲買人と漁業者を集めた研修会を開き、大日本水産会と漁港漁場漁村総合研究所から職員2名の出席をいただき、アドバイスを受けていますので、委員の皆様にご報告すると共にご意見をいただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>平成31年3月31日をもって委員の任期が満了となり、5月30日付で新たに委嘱しておりますが、委嘱後初めての委員会なので紹介します。</p> <p>吉田委員（茨城沿海地区漁業協同組合専務理事）、櫻井委員（那珂湊廻船問屋組合長並びに水産加工業協同組合代表理事組合長）、根本委員（那珂湊漁業協同組合女性部）の3名が出席しており、益子委員、大内委員、森田委員は所用で欠席しております。</p> <p>委員長と副委員長の選任は、設置及び管理条例第35条3項により委員の互選となっておりますが、如何いたしましょうか。</p>
<p>櫻井委員</p>	<p>引き続き、委員長に吉田委員 副委員長に益子委員にお願いしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>全員異議無しですので、そのように決定し、欠席の益子委員については、後日事務局からお願いして承諾を得ることとしますのでよろしく申し上げます。</p>
<p>吉田委員長</p>	<p>（これより、吉田委員長が進行する）</p> <p>議題1 ひたちなか市卸売市場設置及び管理条例の一部改正について説明を求める。</p>

<p>事務局</p>	<p>配布資料の確認をお願いしたい。資料1 卸売市場法改正の概要等について、資料2 共通遵守事項（案）、資料3 共通遵守事項以外の遵守事項についての3部です。</p> <p>概要を説明の後、「その他取引業務」について、卸売業者（漁協）から聴取した意見について報告し、運営・施設、その他重要事項、その他取引ルールを市場ごとに遵守事項について説明する。</p> <p>資料1 1頁 卸売市場法改正の概要について説明する。</p> <p>平成30年6月22日に公布された卸売市場法の改正理由は、加工食品や外食の需要拡大に伴い、流通の合理化や取引の適正化を図る必要があった。</p> <p>改正の主な内容は、開設するための手続きは、県の許可制から認定制に変更になるため、開設者である市が新たに申請手続きを行う必要がある。</p> <p>認定要件は、民間は業務規程、市は条例・規則になるが、その内容が国の基本方針に照らして適切でないと認定されず、地方卸売市場として名乗れなくなる。</p> <p>その要件は、卸売市場が公正な取引の場として6つの必須の遵守事項を定める。また、その他の遵守事項として、各市場ごとに取り引き参加者の意見を聞いてその他取引ルールを定めることが出来る。（後ほど詳しく説明）</p> <p>その他、改正に伴い県の卸売市場条例が廃止されるので、卸売業者による許可を新たに市の条例で定めると共に、開設者である市が業務の適正化を把握しなければならないので、皆様方とこれまで以上に深い係わりを持つ必要がある。</p> <p>2頁 認定申請のポイント</p> <p>その他取引ルールを定めた場合には、公表が義務付けられているため、会議の議事録や書類を公表し掲示していることが確認できる書類や状況写真が必要となる。</p> <p>資料2 共通遵守事項 共通ルール10項目を説明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 差別的な取扱いの禁止 2. 事業報告書の作成等 3. 売買取引の原則 4. 売買取引の方法 5. 売買取引条件の公表 6. 売買取引の結果等の公表（新規）
------------	---

事務局	<p>7. 決済の方法</p> <p>8. 報告及び検査</p> <p>9. 指導及び助言</p> <p>10. 魚市場秩序の保持</p> <p>これらの業務規程は条例で定めることから、3月議会に上程する予定となっています。</p> <p>資料1に戻って2頁 3その他の遵守事項について説明する。</p> <p>ア. 第三者販売の原則禁止</p> <p>イ. 直荷引きの禁止</p> <p>ウ. 商物分離へ規制緩和。</p> <p>エ. 自己買受の禁止</p> <p>オ. 受託拒否の禁止</p> <p>カ. 既に条例・規則に規定されてその他の遵守事項については、ルールとして定めれば適用可能であるため、例外規定として対応していたものが明確になった。</p> <p>規制緩和については、必ずやれではなく、今まで通りでも良いので、関係者の方々に意見を聞いた結果を報告いたします。</p> <p>「その他の遵守事項」をまとめたものが資料1 3頁 新たに条例・規則を制定する項目ですが、条例は3「休会場日」から12「有害物品の売買の禁止等」、規則は14「委託手数料の率」から21「環境の保持」、新たに条例制定するその他の遵守事項は「卸売業者の許可」から「卸売予定数量の報告」となります。</p> <p>買受人さんからの意見としては、業務上今まで特に支障がなかったので変える必要がないとの意見でしたので、これらをまとめたものが、「資料3 改正卸売市場法に定める共通遵守事項以外の遵守事項について」となります。</p> <p>次に、新規の部分について説明する。</p> <p>資料3の2頁 4「卸売業者の許可」を県条例廃止に伴い、市場における取引の専門性を考慮し、取引秩序を維持するため市で制定する。3頁 6「せり人の届出」を県条例の廃止に伴い、市で制定する。7「買受人の承認」は条文があるが、承認の要件を明確に規定する。4頁 11「売買取引の制限」は新規になるが、公正公平な取引の確保するため制定する。13「卸売予定数量等の報告」は、共通ルールの中で卸売の予定数量、販売数量及び価格の公表を義務付けた。規則については条例の委任事項で、条例との兼ね合いあり若干の変更がある事をご理解願いたい。</p>
-----	---

<p>櫻井委員</p>	<p>市長の諮問機関の魚市場委員会に出席しているので、個人的な意見は控えるが、説明を聞いていると漁業者と卸売人の区別がはっきりせず、卸売人と漁協とが同じような権利を行使しているように感じる。</p> <p>今までの魚市場は、相撲の行司のような存在であり、漁業者から提供された魚を仲買人が買う仕組みの中立的立場であった。</p> <p>身近な例を挙げれば、大洗の母ちゃんの家で使う魚は当初少量であったため仲買人が競る前に魚を抜いていたが、量が増えてきたため仲買人さんからクレームが入り、仲買人と同様に競りに参加して買い付けている。</p> <p>また、6次産業化の推進で漁業者も自ら直接販売できるように規制緩和されたが、漁業者が自分たちで全てやることを否定はしないが、漁獲物を全て処理することは大変であり、仲買人と一緒にやっていく考え方も必要であると考えている。</p> <p>中央卸売市場法改正により、卸売人が直接スーパーと取り引きができることや大手の荷受けさんが直接買い付けるようになったため、仲買人にしてみれば根こそぎ持っていかれるようなものである。それがあって、今回の地方卸売市場の直接販売といったことが出てきたのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そのとおりで、中央卸売市場が基本となっている。本市のような地方の産地市場は、ここで水揚げされたものしか扱わないが、今回の改正は、一律改正の部分と規制はあるが地方の産地に裁量がある部分とがある。</p> <p>法律はこれまでに2回改正されており、最初は平成11年のセリの原則を廃止して大型スーパーと直接取引していいという規制緩和、2回目は第三者販売など集荷の緩和が行われた。3回目の今回は、大々的な規制緩和を行っている。</p> <p>ほとんどの市場は、漁協が開設者と卸売業者であるため対応がスムーズに行うことができるが、本市の場合は開設者が市で卸売業者が漁協であるため、国の改正に合わせた開設者としての市の業務を整理している。</p> <p>生産者に対する規制は何もないが、漁協から活魚の話が出た時に第三者販売の禁止や商物分離を考えたが、漁協は卸売業者ではないため該当しないことになる。</p> <p>大洗は、卸売業者が買受人として登録をしているが、那珂湊は</p>

事務局	<p>卸売業は買受人になれないため、他から来た卸売業者もここでは買受人にはなれないことになる。</p> <p>ここでは「自己買受の禁止」の中に但し書きがあって、「買受人に著しく不利益を及ぼさない範囲で市長の承認を受けた場合」は卸売業者が買っていいという規定があるが、大洗にはない。</p> <p>卸売業者としては買えないので、買受人として登録をして買っている。</p>
根本委員	<p>卸売業者が漁協で、魚価が安いときは「下支え」するために漁協が買受人として登録して買ってきたが、この場合は買受人にならなくても買えるということか。</p>
事務局	<p>「買受人に著しく不利益を及ぼさない範囲において、市長の承認を受けた場合には、この限りでない」と言っているので、卸売業者も買って良いことになる。</p>
櫻井委員	<p>買受で抑えようとする。この単価以外では売りませんと売り止めをします。必要な人はこれ以上の価格で買ってくださいという事を通常のテクニックとしてやってきている。特に、かつおなど大量に入ったときは、市場ではなく問屋が抑えているが、やってきている。</p>
事務局	<p>入り口での規制は今まで通り出来ますが、規制の緩和なので、仲買人の了解を得られれば可能である。今までは、漁協にお任せしてきたが、取引のルールは変わらないので、規制緩和の中で承認が得られれば買っていいよという事になる。</p>
櫻井委員	<p>取ってしまえば何でもありなので、条文で規制をかける。</p>
事務局	<p>入口で今まで通り規制は出来るが、規制を取ってしまえば何でもありになる。</p> <p>中央は撤廃しているが、本市のような産地市場はここで集荷された物だけであるため、今回の改正法はなじまないと考える。</p> <p>しかし、今後規制を緩和することにより所得向上に繋げることが出来るため、関係者で意見を出し合っていけばいいのかなと考える。</p>

事務局	大洗も第三者販売を原則禁止し、現行のままだと聞いている。それが産地市場としての考えだと思う。
櫻井委員	基本的には規制を継続するということが良いのか。
事務局	法律の改正に合わせて市の設置及び管理条例を改正し、6月21日までに改めて申請しなければ「地方卸売市場」として認められなくなるため改正します。
櫻井委員	法律の改正に合わせて条例を変えなければならないが、現状を維持する形でつくっているということか。先ほどの例でいえば、拒否してはならないのだけれど、条件の下で魚価にも影響するので規制をするということか。
根本委員	<p>価格だけの問題でなく漁場の問題で、魚がいなくなる。</p> <p>今のところは大型船が来ないから何とか維持しているが、那珂湊は水曜日を休みにし、水揚げ時間も決めているが、久慈浜は水揚げは夕方まで、休みも日曜日しか休まない。</p> <p>宮城県や福島県には、月1日しか休みがないところが多くあるが、那珂湊は漁場を大事にしているのだからこの付近に来たらこちらの風土に合わせたルールでやってもらいたい。</p>
櫻井委員	<p>底引きの場合、大量に水揚げされると魚がいなくなる。</p> <p>悪いことに、ここの地区の漁業権を持っている県外の漁船が来る。福島は試験操業中なので、福島以北の船はここまで来ていないが、何年か後に解放されると大型の船がここまで来て操業するのではないか。今日の会議の中身は、改正に伴って条文を変えなければならないが、それについては地元の漁協も仲買人さんも理解しているのか。</p>
事務局	条例の改正は告示するだけでいいが、市場関係者の方を集めて意見を聴いて改正することになっており、意見を聞かないと申請がとおらない。
事務局	
根本委員	漁業者もこの条例を見て納得したのか。

事務局	総会の時に漁協の大津参事をお願いしている。
根本委員	誰も良くならなければならない。この条例も生産者も漁業者も勉強をしてこれでいいかと、これからどうしたいかを考え、それぞれの立場をないがしろにすることなく、漁業者もありがたく感じ納得しなければならない。もっといい市場になるにはどうしたらいいか、漁業者も入って話し合う事が大事ではないか。先ほどの話では、仲買人さんの話は入っているが漁業者はどうするとは入っていない。
事務局	卸売市場の改正なので、どうしても仲買人さんが中心になる。
根本委員	魚の価格は漁業者が決められないのは大変なこと。苦労をして魚を獲っても競りで決められて「これではやっていけない」という値段の時がある。漁業者個人の立場とすれば、これではやっていけないということがある。昔からのやり方があるから今回の卸売市場の改正があると思うが、漁業者ももっと勉強して、お互いに話し合って良い方法を考えなければならない。
櫻井委員	魚市場は行司のようなものなので、漁業者は不都合があればどんどん中立の立場である行司に出してもらって、仲買人と市場を中心に話し合う必要がある。
事務局	漁業者の方もどんどん意見を出して頂き、それを纏めるのが漁協の仕事ですし、漁業者のための漁協ですから、一個人ではなく漁協の総意として出していきたい。
櫻井委員	根本さんも、市場の運営者でもあり漁協の組合人でもあり、自分たちの利益を追求する立場もあり、大変だと思います。
吉田委員	漁協に対する説明会はあったのか。
事務局	今回の改正は役員会で説明をしている。 条例は今後も改正できるが、今回は法律改正に則った内容とし開設申請するためのものであります。

櫻井委員	組合にも説明をして意見を集約してこのような形で纏まったのであれば、今後良いものにしていく一歩だという理解で根本さん如何ですか。
根本委員	異議なしです。初めて聞いたもですから。
吉田委員長	次に、2番目の衛生管理型市場への改修について説明をお願いします。
事務局	別紙資料に基づき、衛生管理型に取り組むにあたっての水産試験場が行なったアンケート結果及び漁村総研の大村氏立案の衛生管理型整備案を説明する。
櫻井委員	衛生面については、どんどん進めてもらいたいし、動線も一方通行は良いと思うのでよろしくお願いしたい。
吉田委員長	その他何かありますか。 無いようですので議長の任を解かせていただきます。
事務局	本日は、長時間に渡るご審議ありがとうございました。 今後とも、委員の皆様方のご協力を得ながら進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

以上、会議の内容に相違ないことを証明する。

令和2年2月21日

ひたちなか市魚市場委員会
委員長 吉田 彰宏